



宮 崎 県 公 報

平成25年10月15日（火曜日） 第 2531 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課）	1
○ふ化業者の登録……………（畜産振興課）	1
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（4件）…（商工政策課）	1
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………（ “ ” ）	3
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………	4

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	4
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	5
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出……………	5
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………	7
○資金管理団体の指定の届出……………	7

告 示

宮崎県告示第 616号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
原 田 健 一	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	都城市	脳神経外科	平成25年10月1日

宮崎県告示第 617号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成25年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		名 称	住 所	名 称	住 所
宮崎 25-1 号	平成25年 9 月29日	株式会社 森孵卵場 南九州支	児湯郡川南町大字 川南 196	株式会社 森孵卵場 南九州支	児湯郡川南町大字 川南 196

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ都城太郎坊店
都城市太郎坊町1903-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
（変更後）株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1

<p>(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>4 変更の年月日 平成25年8月29日</p> <p>5 変更した理由 社名変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成25年9月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年10月15日から平成26年2月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年10月15日から平成26年2月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成25年10月15日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ岡富店 延岡市岡富町 711番1 外 岡富古川土地区画整理事業地内</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 (変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 (変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信</p>	<p>福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>4 変更の年月日 平成25年8月29日</p> <p>5 変更した理由 社名変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成25年9月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成25年10月15日から平成26年2月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成25年10月15日から平成26年2月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成25年10月15日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ西都店・マックスパリュ西都店 西都市右松2134-1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4-1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4-1 (変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4-1</p>
---	--

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13-21
(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13-21

4 変更の年月日

平成25年8月29日

5 変更した理由

社名変更のため

6 届出年月日

平成25年9月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年10月15日から平成26年2月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年10月15日から平成26年2月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋5016 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 変更の年月日

平成25年8月29日

5 変更した理由

社名変更のため

6 届出年月日

平成25年9月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年10月15日から平成26年2月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年10月15日から平成26年2月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成25年5月16日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年10月15日から平成25年11月15日まで

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第7号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
署名	交番駐在所名称	位置	署名	交番駐在所名称	位置
[略]			[略]		
宮崎南警察署	清武同 [略]	[略] 清武町船引	宮崎南警察署	清武同 [略]	[略] 清武町西新町
[略]			[略]		
高千穂警察署	八戸同 [略]	[略] 同町大字七折	高千穂警察署	八戸同 [略]	[略] 同

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月14日現在次のとおりである。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,535人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,838人

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月14日現在次のとおりである。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

えびの市選挙区 6,031人

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月30日現在次のとおりである。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,535人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,838人

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を

1 設立届

○政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党宮崎県串間市第一支部	岩 下 斌 彦	岩 下 アヤ子	串間市大字西方8977	○	平成24年12月4日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民の生活が第一宮崎県総支部連合会	外 山 齋	上 野 一 八	宮崎市松橋1丁目16-11カルナコート1F	参議院議員	○	平成24年9月14日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第二支部	長 峯 誠	坂 元 良 之	都城市妻ヶ丘町48-12	参議院議員	○	平成24年10月24日
日本維新の会衆議院宮崎県第一支部	中 山 成 彬	串 間 明 夫	宮崎市清水3-5-6金丸ビル2F	衆議院議員	○	平成24年11月27日

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
恭創会	崎 田 恭 平	崎 田 康 一	日南市星倉3丁目10-2	平成24年9月14日
崎田恭平後援会	崎 田 恭 平	崎 田 康 一	日南市星倉3丁目10-2	平成24年9月14日
宮崎県歯科衛生士連盟	松 本 和 代	永 野 和 代	宮崎市清水1-12-2	平成24年9月20日
岩戸を良くする会	馬 原 英 治	佐 藤 新 吾	西臼杵郡高千穂町岩戸4923	平成24年11月27日
より良い地方自治を考える会	児 玉 健 作	川 越 美 鈴	宮崎市神宮東3丁目8-5小山ハイッ1-206	平成24年12月11日

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
優俊会	野 崎 伸 一	藤 元 一 生	宮崎市高洲町95番野崎ビル303	武 井 俊 輔	衆議院議員	平成24年10月15日

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月30日現在次のとおりである。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
 小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区 16,171人

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
国民の生活が第一宮崎県参議院選挙区第1総支部	会 計 責 任 者	上 野 一 八	神 村 武	平成24年9月3日
太陽の党宮崎県第一選挙区支部	政 治 団 体 の 名 称	太陽の党宮崎県第一選挙区支部	たちあがれ日本宮崎県第一選挙区支部	平成24年11月20日
太陽の党宮崎県第一選挙区支部	代 表 者	久 島 時 夫	中 山 成 彬	平成24年11月27日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
	(公職の種類)		衆 議 院 議 員	
自由民主党串間支部	代 表 者	門 田 国 光	木 代 幸 一	平成24年12月10日
自由民主党国富町支部	主たる事務所の所在地	東諸県郡国富町大字向高1492番地	東諸県郡国富町大字森永2969	平成24年12月17日
	代 表 者	谷 水 辰 男	村 岡 賢 蔵	
自由民主党南郷支部	主たる事務所の所在地	日南市南郷町中村甲 437-4	日南市南郷町南町10-9	平成24年12月17日
	代 表 者	松 田 謙 一 郎	河 野 哲 夫	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
外山いつき応援隊	会 計 責 任 者	上 野 一 八	神 村 武	平成24年9月3日
いつきの会	会 計 責 任 者	上 野 一 八	神 村 武	平成24年9月3日
宮崎を考える会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1丁目3-3アートビル1F	宮崎市旭2丁目1-25北斗塾ビル5F	平成24年10月10日
とじき正後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1丁目3-3アートビル1F	宮崎市旭2丁目1-25睦屋第8ビル5F	平成24年10月10日
正友会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1丁目3-3アートビル1F	宮崎市旭2丁目1-25北斗塾ビル5F	平成24年10月10日
アタック21	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1丁目3-3アートビル1F	宮崎市旭2丁目1-25睦屋第8ビル5F	平成24年10月10日
新しい宮崎市の未来をともにつくる会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1丁目3-3アートビル1F	宮崎市大字跡江 627	平成24年10月10日
西都市西児湯医師連盟	代 表 者	岩 見 晶 臣	兒 玉 健 二	平成24年11月13日
松村秀利後援会	政 治 団 体 の 名 称	松 村 秀 利 後 援 会	松村ひでとしささえあう会	平成24年11月28日
	代 表 者	新 名 照 幸	長 尾 定 明	
すどう正治後援会(正新会)	代 表 者	岸 上 照 夫	井 上 清 美	平成24年11月29日
新名としふみ後援会	会 計 責 任 者	川 越 一 夫	糸 平 一 彦	平成24年12月12日
「松岡のぶひろ」を支える会	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710-1	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710-4	平成24年12月12日
	代 表 者	白 川 裕 子	広 瀬 真 純	

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県ふるさと振興支部	上 杉 光 弘	小 川 典 昭	宮崎市松橋1-17-1	平成24年12月7日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
東村まさみち後援会	東村和往	東村千代子	北諸県郡三股町大字宮村1505-5	平成24年9月3日

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

(政党)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県ふるさと振興支部

報告年月日 平成24年12月7日

(平成24年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	92,693,752円
ア 前年繰越額	168,305円
イ 本年収入額	92,525,447円
(2) 支出総額	92,693,752円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	86,473,232円
ア 寄附	86,473,232円
b 法人その他の団体からの寄附	940,000円
c 政治団体からの寄附	85,533,232円
エ 借入金	6,052,000円
ア 上杉光弘	6,052,000円
カ その他の収入	215円
10万円未満の収入	215円
合 計	92,525,447円

[寄附の内訳]

イ 法人その他の団体からの寄附

大淀開発株式会社	110,000円	宮崎県都城市
三愛物産株式会社	110,000円	宮崎県日向市
株式会社山田組	120,000円	宮崎県延岡市
株式会社ヴァティール	600,000円	東京都中央区
小 計	940,000円	

ウ 政治団体からの寄附

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
崎田恭平	日南市長	恭創会	日南市星倉3丁目10-2	崎田恭平	平成24年9月14日

自由民主党宮崎県衆議院支部

300,000円 宮崎県宮崎市

近代政経調査会 414,303円 宮崎県宮崎市

上杉光弘後援会 84,818,929円 宮崎県宮崎市

小 計 85,533,232円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	7,803,639円
ア 人件費	5,143,922円
イ 光熱水費	267,083円
ウ 備品・消耗品費	964,237円
エ 事務所費	1,428,397円
イ 政治活動費	84,890,113円
ア 組織活動費	14,490円
オ 寄附・交付金	56,694円
カ その他の経費	84,818,929円
合 計	92,693,752円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 東村まさみち後援会

報告年月日 平成24年9月3日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

--	--